BW
令和 8 年10月 28 日実施

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数　　問 ／30問

事業者名　：
受験者名　：

（注意事項）
1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【〇×問題】
以下の各設問のうち、正しいものは「〇」を、正しくないものは「×」を（　）内に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

（　　）

2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。

（　　）

3. 事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。

（　　）

4. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

（　　）

5. 事業者は、事業用自動車の数が二百両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。

（　　）

6. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。

（　　）

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

（　　）

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。

（　　）

9. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。

（　　）

10. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。

（　　）

11. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

（　　）

12. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

（　　）

13. 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。

（　　）

14. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。

（　　）

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）について、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。

（　　）

16. 事業者の運行管理者が行わなければならない事項として、法令で定められた事項には〇印を、そうでない事項には×印を（　）内に記入しなさい。

①乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと（　　）
②自動車事故報告規則に基づく、事故報告書を提出すること（　　）
③事業用自動車の運転者に法令で定める適性診断を受けさせること（　　）
④運行管理規定を作成すること（　　）
⑤運送引受書を交付すること（　　）

【筆記問題】
次の設問又は設問中の(　　)の部分にあてはまる語句を答.__に記入しなさい。

17. 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものである。その者の正式名称を答えなさい。

・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

答. _____

・日常点検の実施方法を定めること
・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
・整備の実施計画を定めること
・自動車車庫を管理すること

答. _____

18. 旅客運送事業者は、事業用自動車の(　　)ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

答. _____

19. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は(　　)を超えないものとする。

答. _____

【選択問題】
次の法令の(　　)にあてはまる言葉を下から選び、(　　)内に記号を記入しなさい。

20. この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正か合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の(　　)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(　　)を増進する事を目的とする。
※文中の「この法律」とは、道路運送法のことを指す。

ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全
カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離
サ. 重大な事故　シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続
タ. 営業所　チ. 公害の防止　ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護
ナ. 乗務員の服務

21. 自動車の使用者は、自動車の(　　)、運行時の状態等から判断した(　　)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(　　)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全　イ. 乗降装置　ウ. 天候　エ. 定期日　オ. 適切な時期
カ. 地点　キ. 幅員　ク. 灯火装置の点灯　ケ. 交通　コ. 点検
サ. 状態　シ. 異音　ス. 迅速　セ. 事故　ソ. 登録基準
タ. 丁寧　チ. 走行距離　ツ. 乗務員の服務　テ. 継続　ト. 技術の向上

22. 一般旅客自動車運送事業者は、(　　)の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
　　ア. 運行計画　イ. 事業計画　ウ. 運行回数

23. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(　　)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。
　　ア. のいずれもが　イ. のどちらかが　ウ. に関係なく

24. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に(　　)。
　　ア. 利用させてもよい　イ. 貸し渡してもよい　ウ. 利用させてはならない

25. 事業者は、事業用自動車を(　　)しなければならない。
　　ア. 可能な限り清潔に　　イ. 常に清潔に保持　　ウ. 運行ごとに清掃

26. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(　　)保存しなければならない。
　　ア. 半年間　イ. 一年間　ウ. 三年間

27. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(　)しておかなければならない。
　　ア. 確保　イ. 選任　ウ. 募集

28. 旅客自動車運送事業者は、(　　)以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。
　　ア. 六十歳　イ. 六十五歳　ウ. 七十歳

29. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(　　)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
　　[A. 十日　B. 十五日　C. 三十日]

30. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、(　　)のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。
　　[　A:適切な運賃収受　　B:適切な運行管理　　C:安全運行の確保　]

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

1. 道路運送法第2条
   道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。（　〇　）

2. 道路運送法第4条
   一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。（　〇　）

3. 道路運送法第13条
   事業者は、いかなる場合であっても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。（　×　）

4. 道路運送法第16条
   事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。（　〇　）

5. 道路運送法第22条の2
   事業者は、事業用自動車の数が二百両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。（　×　）

6. 道路運送法第29条
   貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。（　×　）

7. 道路運送法第40条
   一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合があります。（　〇　）

8. 道路運送法第95条
   一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。（　×　）

9. 施行規則第25条
   一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（　〇　）

10. 運輸規則第18条
    事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。（　〇　）

11. 運輸規則第２１条
事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（　〇　）

12. 運輸規則第５０条
運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。（　〇　）

13. 運輸規則第４９条
旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。（　〇　）

14. 道路運送車両法４８条
自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。（　〇　）

15. 運輸規則第４７条の７
一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）について、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。（　〇　）

16. 運輸規則第４８条
事業者の運行管理者が行わなければならない事項として、法令で定められた事項には〇印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。
①乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと（　〇　）
②自動車事故報告規則に基づく、事故報告書を提出すること（　×　）
③事業用自動車の運転者に法令で定める適性診断を受けさせること（　〇　）
④運行管理規定を作成すること（　×　）
⑤運送引受書を交付すること（　×　）

17. 道路運送法
次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものである。その者の正式名称を答えなさい。
・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

答. 運行管理者

・日常点検の実施方法を定めること
・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
・整備の実施計画を定めること
・自動車車庫を管理すること

答. 整備管理者

18. 運輸規則第４７条
旅客運送事業者は、事業用自動車の（　　）ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

答. 使用の本拠

19. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は(　　)を超えないものとする。

答. 4時間

20. 道路運送法第1条
この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正か合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の(ク)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もつて(テ)を増進する事を目的とする。
※文中の「この法律」とは、道路運送法のことを指す。

21. 道路運送車両法第47条の2
自動車の使用者は、自動車の(チ)、運行時の状態等から判断した(オ)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(ク)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

22. 道路運送法第15条
一般旅客自動車運送事業者は、(イ)の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

23. 道路運送法第20条
一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(ア)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。

24. 道路運送法第33条
一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に(ウ)。

25. 運輸規則第44条
事業者は、事業用自動車を(イ)しなければならない。

26. 運輸規則第3条
旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(イ)保存しなければならない。

27. 運輸規則35条
旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(イ)しておかなければならない。

28. 運輸規則38条
旅客自動車運送事業者は、(イ)以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。

29. 道路運送車両法第５２条
大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（　Ｂ　）以内に、 地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

30. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン Ⅰ－1－（2）
輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの利用者に対して、（　Ｃ　）のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。